

栗東市工事請負契約に係る最低制限価格の算定基準

平成23年 6月20日
平成25年 7月 9日
平成28年 6月22日
平成30年12月 6日
令和 元年12月20日
令和 4年 5月26日
令和 7年11月 1日最終改正

工事の適正な施工体制を確保することができるようダンピング受注の排除を図る観点から、工事請負にかかる競争入札において次に掲げる算定基準に基づき、最低制限価格を設定する。

1 予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額

ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7.5を乗じて得た額

〔全工事〕

- ① 直接工事費×0.97
- ② 共通仮設費×0.9
- ③ 現場管理費×0.9
- ④ 一般管理費×0.68（改正前0.55）

2 特別なものについては、1にかかわらず、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で定める割合を予定価格に乘じて得た額

附則

令和7年11月1日以降に入札通知又は入札公告するものから適用する。